

特定非営利活動法人スペース 定款

第1章 総則

第1条(名称)

この法人は、特定非営利活動法人スペースという。

第2条(事務所)

この法人は、主たる事務所を島根県松江市法吉町579番地7に置く。

第2章 目的及び事業

第3条(目的)

この法人は、不登校、登校渋り、引きこもり、発達障害、発達凸凹等の子供たちに対し、もう一つの学びの場と機会を提供し、子供たちが、多様な教育と文化を学び、それぞれの生き方を自ら創造する支援を目指す。併せて、学校以外の学びの場に対する社会の理解を深め、選択的な教育の場を認める社会の実現に寄与することを目的とする。

第4条(特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 社会教育の推進を図る活動

- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (8) 国際協力の活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 情報化社会の発展を図る活動
- (11) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (12) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条(事業の種類)

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) フリースクール・学習サポート校の運営事業
- (2) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第6条(種別) この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

第7条(会員の入会)

会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条(会費)

会員は、理事会において別に定める年会費を納入しなければならない。

第9条(会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき。

又は会員である団体が消滅した時。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

第10条(退会)

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条(除名)

会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第12条(年会費の不返還)

既に納入した年会費は、返還しない。

第4章 役員

第13条(種別及び定数)

この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上 6人以下

(2) 監事 1人以上 2人以下

2 理事のうち1人を理事長とする。

第14条(選任等)

理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

第15条(職務)

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条（任期等）

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が締結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条（解任）

役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- （1）職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- （2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第19条（報酬等）

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第20条（職員）

この法人に、必要に応じ事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任命する。

第5章 総会

第21条（種別）

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第22条（総会の構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第23条（総会の権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- （1）定款の変更
- （2）解散
- （3）合併
- （4）事業報告及び活動決算
- （5）役員を選任又は解任

(6) その他運営に関する重要事項

第24条 (総会の開催)

通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

第25条 (総会の招集)

総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第26条 (総会の議長)

総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

第 27 条（総会の定足数）

総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

第 28 条（総会の議決）

総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席した正会員の過半数の同意がある場合、あらかじめ通知しない事項についても議決できるものとする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第 29 条（総会での表決権等）

各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

第30条（総会の議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- （1）日時及び場所
 - （2）正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合にはその数を付記すること。）
 - （3）審議事項
 - （4）議事の経過の概要及び議決の結果
 - （5）議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

第31条 (理事会の構成)

理事会は、理事をもって構成する。

第32条 (理事会の権能)

理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第 33 条（理事会の開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（1）理事長が必要と認めたとき。

（2）理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（3）第 15 条 4 項第 5 号の規定により、監事からの召集の請求があったとき。

第 34 条（理事会の招集）

理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があった場合にはその日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

第 35 条（理事会の議長）

理事会の議長は、その理事会に出席した理事の中から選出する。

第 36 条（理事会の議決）

理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 37 条（理事会の表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

第 38 条（理事会の議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面等表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名、押印又は署名しなければならない。

第7章 資産

第39条 (資産の構成)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

第 40 条（資産の区分）

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

第 41 条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 8 章 会計

第 42 条（会計の原則）

この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

第 43 条（会計の区分）

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

第 44 条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

第 45 条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

第46条（予算の追加及び更正）

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第47条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第48条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第49条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

第50条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

第51条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- （1）総会の決議
- （2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- （3）正会員の欠亡
- （4）合併
- （5）破産手続き開始の決定
- （6）所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第 52 条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、解散時の総会において選定した者に譲渡するものとする。

第 53 条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 公告の方法

第 54 条（公告の方法）

この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表については内閣府ポータルサイト（法人入力情報欄）に、法第 35 条第 2 項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

第 11 章 雑則

第 55 条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2022 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2021 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - ① 正会員 年会費 3, 0 0 0 円
 - ② 賛助会員 年会費 一口 3, 0 0 0 円

(別 表)

設立当初の役員

理事長 柳澤 優大

理事 泉 沙南

理事 谷口 歩

監事 立花 祐二